



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道地域福祉支援計画



計画期間

6年

令和6年(2024年)4月～令和12年(2030年)3月

地域共生社会の実現に向けて



令和6年(2024年)3月

北海道

第2期「北海道地域福祉支援計画」の策定に当たって

「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」を目指して

高齢者や子ども、障がいのある人など、世代や背景が異なる人々が集い、ともに尊重し合い、地域においてその人らしい暮らしを実現していくことは、全ての道民の願いです。

人口減少や少子高齢化の急速な進展などにより、地域社会の担い手の減少や単身世帯の増加など地域や家族のつながりが希薄化する中、社会的孤立や制度の狭間にある課題に対応していくためには、これまでの「支え手」や「受け手」といった固定的な関係を超えて、支援が必要な方も含め、誰もが役割を持ち、活躍することのできる地域共生社会の実現を目指していくことが重要です。

このため、道では、これまで、平成30年3月に策定した「北海道地域福祉支援計画」に基づき、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」を目指し、関係機関や民間団体の皆様と連携・協働して、高齢者・障がい者・子どもといった福祉の各分野で共通して取り組むべき施策を総合的・計画的に展開してきました。

今回策定した第2期「北海道地域福祉支援計画」は、目指す姿などの基本方針を継承しつつ、社会福祉法の改正や社会情勢の変化を踏まえて必要な見直しを行い、市町村における包括的な支援体制の整備や生活困窮者支援の充実、孤独・孤立対策などに重点的に取り組んでいくこととしています。

道としては、今後とも、市町村をはじめ関係の皆様、道民の皆様と連携・協働しながら、地域共生社会の実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なるご尽力をいただきました北海道社会福祉審議会並びに地域福祉支援計画専門分科会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

北海道知事 鈴木 直道



第1章

計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
(1)	計画策定の根拠	2
(2)	計画の体系的分類	2
(3)	他計画との関係	3
(4)	計画の期間	3
(5)	SDGsとの関連性	3
(6)	圏域の設定	4
(7)	圏域ごとの構成市町村	5

第2章

地域福祉を取り巻く状況

1	少子高齢化等の動向	6
(1)	人口の推移と将来推計	6
(2)	高齢者人口と高齢化率	7
(3)	少子化の状況	8
(4)	核家族化の状況	8
(5)	障がいのある人の状況	9
(6)	ひとり親家庭の状況	9
2	福祉的な支援を必要とする方の状況	10
(1)	生活保護の状況	10
(2)	ホームレスの状況	10
(3)	生活困窮者の相談状況	11
(4)	孤独・孤立に関する状況	11
3	地域福祉を支える人材確保の状況	12
(1)	介護職員の入職率及び離職率	12
(2)	民生委員・児童委員の充足率	12

第3章

計画の基本的な考え方

1	基本方針	13
(1)	計画の目指す姿	13
(2)	基本的な姿勢	13
2	主な施策の体系	14

1	市町村の体制づくり	15
(1)	地域福祉計画の推進支援	15
①	人口規模等に応じた地域福祉計画の策定支援	16
②	地域福祉活動計画との一体的な策定等	17
③	住民参加や民間企業との協働による策定	18
(2)	市町村の地域特性に応じた広域的支援	19
(3)	地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり	20
2	福祉共通の仕組みづくり	21
(1)	セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実	21
①	生活困窮者への支援	22
②	判断能力に不安がある方への権利擁護支援	24
③	高齢者や障がいのある犯罪をした人の再犯防止	25
④	自殺リスクの低減に向けた取組	26
(2)	制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築	27
①	市町村における重層的な支援体制の構築に向けた支援	28
②	孤独・孤立対策の推進	30
③	ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取組	31
④	ひきこもりの状態にある方への支援	32
(3)	居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援	33
①	住まいの確保に配慮が必要な方への支援	34
②	障がいのある人への就業支援	34
3	地域福祉を支える人づくり	35
(1)	地域福祉を担う人材の確保と資質向上	35
①	福祉・介護人材の確保に関する取組	36
②	生活支援の担い手となる元気な高齢者の活躍支援	37
③	ボランティア活動を行う個人と団体の確保に向けた取組	38
(2)	地域福祉を支える人材の養成	39
(3)	地域福祉の核となる次世代の育成	41
4	支え合いの基盤づくり	43
(1)	福祉に関する相談支援体制の確立	43
①	福祉の各分野における包括的な支援体制の整備	44
②	児童生徒が抱える課題に対する教育相談体制の充実	45
③	医療的ケア児を支える家族への支援	46
(2)	地域福祉の基盤となる体制づくり	47

(3) 福祉サービスにおける基盤整備の促進	49
① 指導監査を通じた社会福祉事業の適正化	50
② 第三者による福祉サービスの質に関する評価	51
③ 福祉サービスに関する苦情解決	51
④ 単独での移動が困難な方への支援	52
5 暮らしやすい地域づくり	53
(1) 住民主体による支え合いの地域づくり	53
① 共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくり	54
② 福祉的な支援を必要とする方への見守り活動	55
③ 多文化共生に向けた地域づくり	56
(2) ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり	57
(3) 災害時に備えた地域支援体制の構築	59

第5章

地域福祉の推進に関連する道の事業

1 関連事業の体系	61
2 関連事業の一覧	62

第6章

数値目標の設定

1 設定の意義	69
2 数値目標を設定する項目の一覧	69
3 数値目標を設定する項目の内容	70
(1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上	70
(2) 市町村における包括的な支援体制の整備推進	71
(3) 地域への支援を行う職種の配置推進	72
(4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保	73
(5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進	74

第7章

計画の推進管理

1 推進管理の考え方	75
2 推進管理の方法	75
3 PDCAサイクルの活用方法	76

第8章

地域福祉の推進に関する取組例

- 1 別海町による地域福祉計画 77
- 2 釧路総合振興局管内における生活困窮者支援の取組 78
- 3 音更町による重層的支援体制整備事業の取組 79
- 4 孤独・孤立対策に関する中間支援組織の取組 80
- 5 ケアラー支援推進センターの取組 81
- 6 共生型地域福祉拠点の取組（江別市） 82
- 7 共生型地域福祉拠点の取組（京極町） 83

第9章

計画策定の体制と経過

- 1 計画の策定体制 84
- 2 計画専門分科会 85